市立幼稚園における預かり保育事業について

本年度から実施されている子ども・子育て支援新制度において、幼稚園における 預かり保育は、一時預かり事業(幼稚園型)として、急な用事や短期のパートタイム就労などのため子どもを預ける必要が生じた保護者を支援する、子ども・子育て に係るサービス事業のひとつとして位置づけられています。

このたび市立幼稚園のうち預かり保育を実施していない園における夏季休業(夏休み)期間中の預かり保育のニーズに応えるとともに、今後のニーズを把握することを目的に、塩冶及び四絡幼稚園において午前中に時間を限定した預かり保育を試行しました。

試行結果及び市立幼稚園における状況を勘案して、平成 28 年度以降、次のとおり事業の展開を考えています。

1. 平成28年度の事業展開(案)

- ①四絡幼稚園・塩冶幼稚園 / 16 時 30 分までの預かり保育を実施 (理由)夏季休業中の預かり保育試行結果や保護者アンケートにより、ニーズの高さが伺えた。
- ②川跡幼稚園 / 18時30分までの預かり保育を実施
 - (理由)同じ小学校区内にある鳶巣幼稚園が 18 時 30 分までの預かり保育を実施している。それを利用するため川跡地区の児童が多数在籍し、鳶巣幼稚園において保育室に不足を生じている。川跡幼稚園保護者のニーズも高い。

2. 平成29年度以降の考え方

預かり保育に対する需要や園児数の動向などを総合的に勘案して、事業の拡大について検討します。